

募集に関する回答

令和 8年 8月21日

質問の内容
本件申請に際し複数者で話しあって指定管理者指定申請を進めており代表申請者をどの様にするかをご指導ください。 ①実施に当たっては採択結果で法人格としての運営をする予定です。 複数の法人ですが夫々の代表者は参加意向決定しています。 ②また申請に当たっては定款、法人にあっては、登記事項証明書並びに役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類事業年度の開始日の直前3年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類などが求められています。 ③小名浜港マリーナ施設指定管理者募集要項で以下のような要項があります。 7(3) 複数の法人等で構成されたグループ（以下「グループ」という。）による申請の場合には、グループの名称、代表となる法人等を規定した規約等を策定することとします。 質問①今回の場合はグループ申請となりますか グループ名での申請可能になりますか、現状グループの役割まで決める必要はありますか。 質問②今回は「複数の法人等で構成されたグループ」と見なされますか。その場合に代表となる団体名の決め方、規定した規約などご示唆頂ければと思います。
回答
ご質問の趣旨は、複数法人でグループを構成して指定管理者指定申請を行い、候補団体として選定後に法人格を取得し、その法人格で運営することについての、申請方法などの手続きについて質問されていると解します。 その場合の回答は下記のとおりです。 記 グループ申請を行った場合、選定はグループによる管理運営を前提とし、指定管理者選定検討会において検討を行います。仮に候補団体として選定された場合、グループを指定管理者として県議会の議決を経たうえで決定されることとなります。また、グループを指定管理者として指定した後に、グループから法人格に事業を継承する場合、改めて、法人格について指定管理者選定検討会において審査のうえ、県議会の議決を経る必要があります。つまり、現段階において、想定されている法人格が引き続き事業を継承できる確約はありません。 そのうえで、質問①につきましては、募集要項の7(3)のとおり申請は可能です。 グループ名で申請する場合は、グループでの運営を前提とします。グループ内での役割まで決めるかどうかは、グループの判断となります。 質問②につきましては、①の回答のとおり、申請は可能です。仮に法人格で事業を継承するのであれば、申請内容に記載のグループと法人格の同一性は必要となります。ただし、このことが、現段階において継承できることを確約するものではありません。